

業 者 各 位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
畑中 誠

航空自衛隊第4補給処が調達する装備品等の外注修理における修理限度額
超過に係る処理要領について

標記について、別紙のとおり定めたので公示する。

なお、航空自衛隊第4補給処が調達する装備品等の外注修理における修理限度額超過
に係る処理要領について（第4補給処公示第19号平成23年3月29日）は、廃止す
る。

添付書類：別紙「修理限度額超過に係る処理要領等」

修理限度額超過に係る処理要領等

1 適用範囲

本要領は、第4補給処における外注修理契約のうち、MR S-D品目の修理に適用する。

2 用語の定義

(1) 修理費

修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費の総費用をいう。

(2) 取得価格

当該装備品等の取得価格をいう。

(3) 修復率

修理費と取得価格の割合（百分率）をいう。

(4) 分支担当

分任支出負担行為担当官をいう。

3 修理限度額基準の記号等

(1) 契約書に記号で示す修理限度額基準は、次のとおりとする。

A : 修復率65%を超える場合は、作業を中止する。

B又は3 : 修復率65%を超える場合は、協議を要する。

C又は2 : 修復率100%を超える場合は、協議を要する。

D : 修復率200%を超える場合は、協議を要する。

E又は1 : 修理限度額なし。

空白 : 修理限度額の対象外

(2) 当該品の取得価格については、契約時に示す。

4 処理要領等

(1) 修理不能見込品申請書の提出

ア 診断後速やかに、診断記録等により製造番号ごとに予定修復率（予定修復率は官給部品材料費を含む総費用）を計算し、監督官の確認を受け、契約書の示した修理限度額を超えると見込まれるものについては、修理不能品の処理により分支担当官に指示を求める。

イ 診断後の作業間において、契約書に示した修理限度額基準（修理不能見込品の処理申請を行ったものについては、当該申請に対する回答の基準）を超えると見込まれるものについても、前アと同様の処置を行うとともに、当該製造番号のものについては、監督官の確認を受け、速やかに分支担当官に指示を求める。

ウ 原契約が確定契約の品目については、修理限度額超過に係る処理は行わない。

エ 官の要求に応じ、予定修復額及び修復率の状況が速やかに提示できるよう各種製造番号ごとに記録保管する。

(2) 修復率の計算要領

ア 官給部品材料費は、診断時における最新のデポマスター単価とする。

- イ 取得価格は、契約時に示す価格とする。
- ウ 所要部品の手配区分が明らかでないものは、官給を受けるものとして計算する。
- エ 活用（修理不能品に含まれる部品等を使用することをいう。）又は流用（同一又は他契約の要修理品に含まれる部品等を使用することをいう。）が予定される部品については、予定修復率の計算には含めない。
- オ 官給部品材料が、H I - A S S Yで官給される予定のものは、予定修復率の計算に含めるとともにその旨を注記しておく。